

医療的な面の制度

平成23年4月現在

	制度の概要	対象者	給付内容	窓口
重度心身障害(児)者医療	身体上又は精神上著しい障害を持つ者の医療を確保することを目的に医療費の自己負担相当額を給付する制度 ※詳細は各市町窓口にお問い合わせください	・身体障害者手帳1・2級所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者等	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付 扶養者の所得額により自己負担額あり	市町
子育て支援医療	乳幼児及び児童の健全な育成を支援し、子育て環境の整備の一環として医療費の自己負担相当額を給付する制度 ※市町により、所得制限や一部負担金など異なる場合がありますので、詳細は各市町窓口にお問い合わせください	・前年の所得額が児童手当特例給付の所得制限に満たない者に扶養されている就学前乳幼児及び小学生 ・児童を3人以上扶養している場合の3人目以降の乳幼児及び小学生	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付 扶養者の所得額により自己負担額あり	
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的に医療費の自己負担相当額を給付する制度 ※詳細は各市町窓口にお問い合わせください	・前年の所得について非課税の配偶者のない女子又はこれに準ずる男子で、18歳以下の児童を扶養している者及び扶養されている18歳以下の児童 ・父母のいない18歳以下の児童(ただし、前年の所得について課税された者に扶養されている者は除く)	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付	
未熟児養育医療	未熟児の養育のために病院等で入院治療が必要な場合に、県が医療の給付を行うもので、あらかじめ県が指定した医療機関において行われる医療が対象となる	未熟児で医師が指定医療機関において入院養育を必要と認めるもの	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付 世帯の所得税額に応じた自己負担額あり	庄内保健所 子ども家庭支援課
自立支援医療(育成医療)	身体に障害のある児童に対し、障害を除去又は軽減し生活能力を得るために必要な医療を給付するもので、あらかじめ県が指定した医療機関において行われる医療が対象となる	給付の対象となる疾病により身体に障害のある18歳未満の児童で指定自立支援医療機関での確実な治療効果が期待できるもの	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付 世帯の市町村住民税額(所得割)に応じた自己負担額あり	
小児慢性特定疾患治療研究事業	治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置すると健全な育成を阻害する疾患をもつ児童の医療費の負担軽減及び疾患の医療の確立と普及のための事業	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患をもつ18歳未満の児童 (ただし、18歳になる時点で本事業の対象となっており、引き続き治療が必要な場合は20歳到達まで)	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付 生計中心者の所得税額に応じた自己負担額あり	
特定疾患治療研究事業	特定疾患に関する医療の確立及び普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的として、医療費の一部を公費で負担する制度	厚生労働省が指定する疾患(現在56疾患)に罹患し、各種医療保険制度により医療を受けている者	保険適用となる医療費の自己負担相当額について給付 生計中心者の所得税額に応じた自己負担額あり	

福祉的な面の制度

・障害者手帳の交付

平成23年4月現在

	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳
対象者	身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が身体障害者障害程度等級表に該当する方 (年齢制限なし)	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がい者の判定を受けた方 (年齢制限なし)	精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方(年齢制限なし)
内容	身体障がい児・者の方々が各種福祉制度を利用するために必要な手帳	知的障がい児・者の方々が各種福祉制度を利用するために必要な手帳	精神障がい者の方々が各種福祉制度を利用するために必要な手帳
窓口	市町の福祉担当課		

・手当の給付

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
目的	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的とする	精神又は身体に障害のある児童を監護、養育している方に支給し、児童福祉の増進を図るもの	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより福祉の向上を図るもの
対象者	父子家庭の父親(H23.8月から追加)母子家庭の母親 (父母ともいない場合は、親に代わって育てている方)	20歳未満の精神又は身体に <u>中度・重度の障害</u> がある児童を、在宅で監護または養育している方	20歳未満の精神又は身体に <u>重度</u> の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方
手当額	手当月額 <全部支給> 児童一人のとき 9,810円～41,550円 児童二人のとき 14,810円～46,550円 児童三人以上のとき 一人につき3,000円加算 ※所得額により手当の一部または全部が制限されます	手当月額 1級 50,550円 2級 33,670円	手当月額 14,330円
支給制限	・児童が公的年金を受けられるとき等 ・所得制限限度額以上のとき等	・障害を支給事由とする公的年金給付を受けられるとき等 ・所得制限限度額以上のとき等	・障害を支給事由とする年金給付を受けているとき ・所得制限限度額以上のとき等
窓口	市町の福祉担当課		
必要書類	①認定請求書 ②戸籍謄本 ③住民票	①認定請求書 ②戸籍謄本 ③住民票 ④障害認定診断書等	①認定請求書 ②戸籍謄本 ③所得証明書 ④住民票 ⑤障害認定診断書

※詳細は各市町にお問い合わせください

関係機関名簿

1. 市町母子保健・児童福祉担当課

平成23年4月現在

	市町村名	所在地	電話番号	郵便番号	母子保健担当課	児童福祉担当課
1	鶴岡市本庁舎	鶴岡市馬場町9-25	0235-25-2111	997-8601		子育て推進課
		鶴岡市泉町5-30	0235-25-2731	997-0033	健康課(にこ♥ふる)	
	鶴岡市藤島庁舎	鶴岡市藤島字笹花25	0235-64-2111	997-7696	市民福祉課	
	鶴岡市羽黒庁舎	鶴岡市羽黒町荒川字前田元89	0235-62-2111	997-0141	市民福祉課(羽黒保健センター)	
	鶴岡市櫛引庁舎	鶴岡市上山添字文栄100	0235-57-2116	997-0346	市民福祉課	
	鶴岡市朝日庁舎	鶴岡市熊出字東村156	0235-58-1330	997-0411	市民福祉課(健康の里「ふっくら」)	
	鶴岡市温海庁舎	鶴岡市温海戊577-1	0235-43-4613	999-7205	市民福祉課	
2	酒田市	酒田市本町2-2-45	0234-22-5111	998-8540		福祉課・子育て支援課
		酒田市船場町2-1-30	0234-24-5733	998-0036	健康課(酒田市民健康センター)	
	酒田市八幡総合支所	酒田市観音寺字寺ノ下41	0234-64-3113	999-8235	市民福祉課	
	酒田市松山総合支所	酒田市字山田27-4	0234-62-2611	999-6862	市民福祉課	
	酒田市平田総合支所	酒田市飛鳥字契約場35	0234-52-3911	999-6711	市民福祉課(平田健康福祉センター)	
3	三川町	三川町大字横山字西田85	0235-35-7032	997-1301	福祉課	
4	庄内町	庄内町余目字三人谷地61-1	0234-42-0147	999-7781	保健福祉課(余目保健センター)	
		庄内町狩川字大釜22	0234-56-3392	999-6601	保健福祉課(立川庁舎)	
5	遊佐町	遊佐町遊佐字舞鶴211	0234-72-3311	999-8301		健康福祉課
			0234-72-4111		健康福祉課(健康管理センター)	

2. 県母子保健・児童福祉担当機関

	名称	所在地	電話番号	郵便番号
1	庄内保健所 子ども家庭支援課	三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁内)	0235-66-5653	997-1392
2	庄内児童相談所	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790	997-0013

3. 医療機関

	名称	所在地	電話番号	郵便番号
1	県立総合療育訓練センター	上山市河崎3-7-1	023-673-3366	999-3145
2	県立総合療育訓練センター 庄内支所	鶴岡市道形町49-21	0235-23-4584	997-0013
3	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5111	997-8515
4	鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9-34	0235-23-6060	997-0816
5	日本海総合病院	酒田市あきほ町30	0234-26-2001	998-8301
6	日本海総合病院酒田医療センター	酒田市千石町2-3-20	0234-23-1111	998-8585

4. 障害児通園デイサービス事業実施施設

	名称	所在地	電話番号	郵便番号
1	鶴岡市立あおば学園	鶴岡市宝町18-50	0235-29-1502	997-0021
2	酒田市立はまなし学園 まつのみクラブ	酒田市住吉町10-24	0234-33-3283	998-0029
3	特定非営利活動法人光の子	鶴岡市大塚町28-40E	0235-25-3340	997-0047
4	特定非営利活動法人なでしこSHONAI ドレミファさかた福祉施設いろは	酒田市上本町7-24	0234-23-0755	998-0042
5	アシスト児童デイサービスセンター	酒田市みずほ2-8-4	0234-26-3365	998-0853
6	児童デイサービスそよ風クラブ	酒田市東町1-15-25未来創造館内	0234-25-8380	998-0875
7	ドレミファデイサービス	庄内町松陽3-1-4	0234-42-2455	999-7782
8	福祉施設そら	酒田市北千日町18-28	0234-31-9602	998-0016
9	サポートセンターラブラドル	鶴岡市茅原字西茅原101-6	0235-25-8110	997-0019